

## 傷病手当金・出産手当金の算定方法が変更されました

傷病手当金と出産手当金を支給する際は、標準報酬日額（標準報酬月額<sup>①</sup>の22分の1相当額）の3分の2に相当する額を算定の基準としていましたが、平成28年4月からは、組合員期間により下記のように算定方法が変更されました。

支給開始日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬月額

12月以上ある場合

支給が始まる日の属する月以前の直近の継続した1年間の標準報酬月額の平均額の22分の1相当額（標準報酬日額）の3分の2に相当する額

12月未満の場合

下記①と②のいずれか低い方の3分の2に相当する額

- ① 組合員の支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額の22分の1相当額  
 ② 加入している共済組合の前年度の9月30日（平成28年度においては前年度10月1日）での全組合員の平均の標準報酬月額の22分の1相当額

### 傷病手当金とは

業務外の病気やケガの治療のために連続した3日を含み4日以上仕事を休んで報酬をもらっていないとき、その間の生活保障として1年6ヵ月を限度に支給されます。

### 出産手当金とは

出産のために仕事を休み、報酬がもらえないとき産前42日（多胎妊娠の場合98日）、産後56日の範囲内で、その間の生活保障として支給されます。

## 被扶養者認定 Q&A

### — 被扶養者の認定要件について —



私は、配偶者と二人で暮らしております。配偶者の実家には、配偶者の父母が二人で生活しておりますが、父母ともに高齢となり収入も年金収入のみとなったため、被扶養者になりたいと考えています。父の年金年収は120万円、母の年金年収は80万円です。私は、父母に対して毎月10万円の仕送りを行っています。私との間柄は、義理の父母となりますが、被扶養者にすることは可能でしょうか。

回答

A

今回のご質問において、別居者に対する仕送り金額は下記算定式のとおり満たしています。

（参考：仕送り額算定式）

父の年収：120万円 母の年収：80万円とした場合

$120\text{万円} + 80\text{万円} = 200\text{万円}$

$200\text{万円} \div 2\text{人} \div 2 \div 12\text{ヵ月} = 41,666\text{円（一人あたり）}$

- はじめに父母の収入合算を行い、一人あたりの年収額を出します。その一人あたりの年収額の1/2を仕送り必要額とします。
- 仕送り額を確認できる通帳等の写しが必要です。

ただし、「あなた」と「配偶者の父母」の間柄は、義理の父母の関係になります。このような場合、被扶養者資格の認定基準においては、『同居』していることが必須要件となりますので、被扶養者認定できないことになります。

